

農耕用トラクタ等の特殊車両通行許可研修会 質問と回答

- Q 1 農耕用トラクタの一部には、ハーフクローラ（一部がキャタピラ）又はフルクローラ（全部がキャタピラ）と呼ばれるものがあるようですが、その場合の軸距は図（省略）のような考え方でよろしいでしょうか？または、別な申請が必要でしょうか？ もちろん、クローラ部がアタッチメント式の場合、重量はタイヤ減算、クローラ部加算と思いますが・・・。
- A 1 ハーフクローラ・フルクローラの農耕用トラクタについては、公道を走行する前提ではなく、また軸数の概念が無いので申請はできないと考えられます。
- Q 2 この申請手続きについて、報酬等の設定に係る目安があればご教示お願いします。
- A 2 特殊車両通行許可の申請手続きの報酬の目安は、日本行政書士会連合会の報酬額統計をご参照ください。参考までに令和2年度版では、2万円～4万円が一番多く、最頻値は3万円となっています。
- Q 3 一概にはいえないのでありますが、当該許可申請の報酬の目安をご教示ください。
- A 3 特殊車両通行許可の申請手続きの報酬の目安は、日本行政書士会連合会の報酬額統計をご参照ください。令和2年度版では、2万円～4万円が一番多く、最頻値は3万円となっています。
- Q 4 取得に費用の掛かる諸元表についてです。車両諸元表をメーカーに依頼する際、東急、トレクスについて請求されるのは知っていましたが、3万円請求されるメーカーがあるというのは初耳でした。今後のためお教えいただけると幸いです。
- A 4 諸元表等を取得するのに3万円の費用を要するメーカーは、日本車輛製造株式会社（車検証の車名は「日車」）です。
- Q 5 トラクタ等の諸元の取寄せについて、農耕用トラクタの諸元に関しては一から取り寄せ方法等を把握していくことになると思いますが、主要メーカーさんの取り寄せ窓口等の情報があらかじめわかると業務がスムーズにいくのではないかと思います。窓口の情報共有ができるようなことは難しいでしょうか。
- A 5 現在、農耕用トラクタの諸元表等の取得先を一元的に管理しているような窓口はありません。もし、取得先がわからないような場合は、今回の講習の講師をしていただいた北海道農業機械工業会様などにご相談されても良いかもしれません。
- Q 6 連結アイテムについて、本来はトラクタと連結するアイテムごとに申請して許可を取るのだらうと思いますが、そうすると1台のトラクタに対し、多くの種類の申

請が必要と思われます。そこで例えば、トラクタと一番大きな（一番長いあるいは、一番幅広）アイテムを連結させた機種で申請を取ると、それより小さなアイテムとの連結許可は不要となるでしょうか（一番大きなものよりサイズが小さくなるため）？ また、営業活動について念のための確認ですが、直接に農家の方とコンタクトをとっても問題ないですね。

A 6 連結する農機具が一番大きいものでの諸元で許可を取得すれば小さい農機具での許可は不要となりますが、大きいものだと通行条件が悪くなる場合がありますので注意が必要です。農家の方と直接コンタクトを取ることについては、依頼者が誰かにもよるかと思いますが、特に問題ないのではないのでしょうか。

Q 7 まず、農業用トラクタについて、車体の諸元に影響するようなユーザー個人又は製造、販売元による改造はあるのでしょうか？改造がある場合、どのような改造（車体サイズやホイールベースの変更等）が多いのでしょうか。また、特殊車両通行許可申請について、通行予定道路の中に「公衆用道路」や「私道」が含まれる場合、どのように申請する必要がありますか？公衆用道路等が含まれる、下記それぞれの場合で申請の仕方が変わりますか。

a 【車両保管場所】 → 私道(公衆用道路) → 国道等 → 【目的地】

b 【車両保管場所】 → 国道等 → 私道(公衆用道路) → 【目的地】

c 【車両保管場所】 → 国道等 → 私道(公衆用道路) → 国道等 → 【目的地】

最後に、発行された許可証の取り扱いについて、発行された特殊車両通行許可証はその後、ユーザーはどのように取扱うのでしょうか（原本の取り扱い、車両への常備など）

A 7 農耕用トラクタの改造の内容については、専門外なのでご回答できません。取得経路に「公衆用道路」や「私道」が含まれていても、国道や自治体管理の道路（いわゆる「公道」）が入っていれば申請は可能です。ただし、公衆用道路や私道のみ経路は申請できません。発行された許可証は、原本を車両に携帯させて運行する必要があります。

Q 8 車両諸元情報への入力について、農耕用トラクタには、後輪がクローラになっているハーフクローラ（セミクローラ）や、全てクローラのフルクローラといった仕様のものがありますが、その場合の前（トラック）軸数はどのように考えればよいでしょうか？そもそもクローラ車は許可がでるのでしょうか？

A 8 ハーフクローラ・フルクローラの農耕用トラクタについては、公道を走行する前提ではなく、また軸数の概念が無いので申請はできないと考えられます。

Q 9 お客様に許可が必要であると説明するとともに、守らなければ、このような罰則が

あるということも説明できるとより真剣に聞いてもらえると思いました。特殊車両通行許可を取らないで通行していることが取り締まり等でわかったとき、罰則、罰金などはありますか？

A 9 通行許可の取得をしないで運行した場合の罰則は、道路法47条の2に違反することとなり、100万円以下の罰金となっています。

Q 1 0 包括申請により2年間の許可証を受理後、有効期間内にトラクタ等を廃車した場合、通行許可取り下げ手続きが必要でしょうか。ご教授お願いします。

A 1 0 許可を取得後に取得した車両が廃車等により使用しなくなったとしても許可証の取下げや変更手続きを行う必要はありません

Q 1 1 研修会資料②の標識交付証明書の交付申請について、この証明書は行政書士の代理にて交付可能でしょうか。その場合、委任状に追加記入で利用できますか。ご教授お願いします。

A 1 1 農耕用トラクタの標識交付証明書の交付申請については、今回の特殊車両通行許可申請とは関係なく、また、私自身も取り扱ったことがないのでご回答できません。

Q 1 2 複数経路申請を含めて報酬単価についてご教授願います。また、全道各地の農業協同組合等には決められた報酬単価設定はあるのでしょうか。

A 1 2 特殊車両通行許可の申請手続きの報酬の目安は、日本行政書士会連合会の報酬額統計をご参照ください。令和2年度版では、2万円～4万円が一番多く、最頻値は3万円となっています。農業協同組合での報酬単価があるかどうかは不明のためご回答できません。

Q 1 3 関係機関に出向いて農作業機械の種類聞き取り調査の際に伺いましたが、はっきりとは言えないが基準値を超える機械が複数あり、(許可が必要となった場合に許可を取ってから)道路を運行するのはかなり厳しいものがあるとのことでした。しかし、今の所上の方から通達等は来ていないけれども、連絡があったらそれに従わなければならないとおっしゃってました。さらに、近隣の農業法人や農家主とも連携して取り組みたいし、地元で申請を支援してくれる方(行政書士)がいてくれるのは心強いとも語ってくれました。

A 1 3 質問ではなく、ご意見・ご要望と思われるので私からご回答するような内容はございません。

Q 1 4 まず申請方法について、北斗市は、道南有数の米作や小麦の生産地域で、圃場の大型化に伴って農業機械の大型化が進んでおります。そこで質問です。施肥から収穫

まで一連の農作業をそれぞれの農家から受託する企業がありますが、市内の受託圃場を巡回して作業を行う場合（例えば、企業車庫⇒ほ場A⇒ほ場B⇒ほ場C⇒企業車庫（戻り））、復路は往路と異なることとなります。この場合の申請方法はどのようにすればよいか伺います。次に、デジタル地図において、道路情報が電子化されていない路線が多数ある場合についてです。「農耕トラクタの特車申請マニュアル」（国土交通省2022.3発行）P.22において【特殊車両通行許可書申請手続きの簡素化】の説明欄では、『詳細な通行ルート指定に代えて、簡略化した経路図のみで申請を行うことが可能である』とされ、同時に手書きの地図をJPEG等の拡張子で添付することができるとされております。この場合、オンラインシステム上ではP.44の申請・各種情報入力選択において、経路入力情報が手書き入力関係情報の入り口となるのか伺います。また、10月13日の研修の資料No①P.36中の自動車検査証から読み込む「長さ＝415cm」の算出方法について、最後に10月14日の研修の資料No①P.21中の諸元表から読み込むL2＝874cmの算出方法について、それぞれお尋ねします。

A14 出発地と目的地が同じ場所になる申請は認められていませんので、車庫から農場を経由して車庫に戻るという経路は申請できません。手書き等の地図を添付する申請についてですが、これは通行許可のシステムに載っていない経路を指定する場合に使用する方法なので、入力画面の「経路情報入力」ボタンがその入口になっているわけではありません。また、仮にシステムに載っていない経路のみで申請することとなっても、経路情報を一切入力しない状態では申請書作成ができませんので、何かしらの経路情報を入力する必要があります。10月13日の研修の資料No①P.36のトラクタの全長「415」については、同日の資料No.②P.3をご参照ください。10月14日の研修の資料No①P.21の「L2＝874」については、私の入力ミスです。正しくは、「574」です。算出方法は、「L1÷2」となります。

Q15 交差点番号の入力について、未収録路線の図面では、交差点番号6441523170からまっすぐ進み、6441522907で曲がるのに、交差点番号入力の画面では、途中の6441523077、6441523000も入力していますが、それ以外の道路は、曲がる地点の交差点番号だけ入力していると思いますが、それは、未収録路線は、全部交差点番号を入力しなければならないということですか？

A15 未収録路線は、全ての交差点番号を入力しなければなりません。

以上